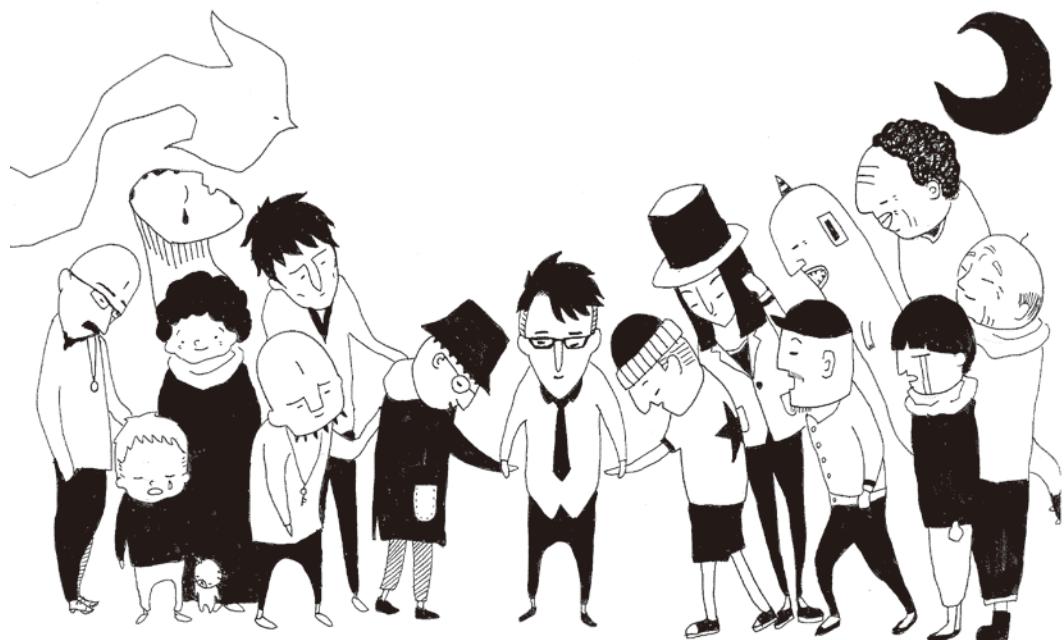




No. 88

発行人 染野 貴寛  
発行所・事務局社団法人千葉県社会福祉士会  
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港7-1  
塚本千葉第5ビル3F  
TEL043-238-2866  
FAX043-238-2867  
<http://www.cswchiba.com/>  
E-mail : [office@cswchiba.com](mailto:office@cswchiba.com)  
※ 点と線はメール配信でも読みます！



平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。

また、平成26年1月には子どもの貧困対策の推進に関する法律も施行されています。

生活困窮者自立支援法には、生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義されています。

制度は人がつくり、制度を利用するのも、また人である。制度は時として形を変えていくが、当事者に寄り添い、人々と環境の相互に影響する接点に介入するソーシャルワークは不变である。

2 《特集》「生活困窮者自立支援法を知る」

8 社会福祉士のわ

9 弁護士こそ助けて欲しい!? 社会福祉士のみなさん、これからもよろしく。

10 研修委員会活動報告 / おらが集い / ブレインストーミング

12 事務局便り

## 「生活困窮者自立支援法を知る」

### 生活困窮者自立支援制度を 活かすために

生活困窮者自立支援制度がスタートしたから、というわけでないでしようが、勤務先である生活相談窓口にいらっしゃる相談者が急増した感を受けます。業務報告等で数字を提出しなくてはならないため、そのように意識してしまうのかもしれません。ただ、六名いる相談員が自席にゆつくりと座っていることはほとんどなく、昼食を取ることもままならない状況です。

制度が始まり、良かったと思ふことがあります。これまでも、民間で様々な生活困窮をされている方への支援策が取られてきましたが、最終的には生活保護制度を中心に、行政の判断や姿勢によって「命」を救う支援が左右されてきた現実があります。

生活困窮者自立支援制度が始まりましたことにより、委託を受けた相談事業所が、相談者に適した支援プランを立てることも出来るようになりました。行政の判断にのみ支援の決定を委ねるのではなく、積極的な提案が出来るようになつたことは大きな変化と感じています。

いわゆる「直営」、つまり行政が制度の主体となって実施する自治体においては、制度開始により生活相談の内容と質が担保されなくてはいけませんし、地域の資源や関連機関との連携が十分に構築されているからこそ「直営」で実施できるのだと思ふいます。

相談者の様々なニーズに対応するためには幅広い知識が必要で、それに応えていくためには幅広い連携が必要になります。それは、直営でも委託でも同じ

です。型にはめた支援ではなく、一人ひとりのニーズに寄り添つた支援であればこそ連携すべき関係機関の意見がぶつかり、立場によっては、その支援の在り方についての見方や姿勢が違うことも出てくるでしょう。

広報部会

鈴木 将人〔すずき まさと〕

中核地域生活支援センター  
長生ひなた  
渡沢 茂〔しぶさわ しげる〕



される制度でなくなります。

ん。

生活困窮者自立支援法の中では、一線の相談機関として位置づけられる「自立相談支援事業（以下「自立相談事業」）」はその構想段階で、他の先進地域の実践と並んで千葉県単独事業の中核地域生活支援センター（以下「中核センター」）を一つのモデルにしていました。千葉県の中核センターの理念と実践を全国の関係者が注目し評価をして下さっていたからです。

そして、いよいよ四月から自

立相談事業が始まりました。自  
ンターが担つてきた機能を行う  
ことが出来るのか、或いはそれ  
は別のものとして考えた方が良  
いのか。始まつてほどない時期  
なので感想的なものになります  
が、本稿ではそれを考えます。

⑥ ⑤ ④ ③ ②

明確な制度上の役割や権限を持つていないので、相談者との関係性が勝負。アウトリーチを重視する。困りごとに 対して具体的な生活支援を行う。

個別の課題解決に 関係者との協働を重視する。

個別の課題を地域の課題

までに支払いが迫られているとか、ライフラインが止まつてしまっているとかです。それの方は早期に具体的な支援を得ることを望まれるので、給付や貸し付けの手続き等を検討することになります。自立相談事業は住宅確保給付金の受付窓口になっています。社会福祉協議会の貸付を申請するためのプラン作成を行うこともあります。これ

他機関への橋渡しを行う際には、長生ひなたでは基本的に相談者と一緒に出かけます。初期の段階で相談者と多くの時間を共有することが必要だからです。課題に直面している相談者を勇気づけ、相互の信頼関係の構築を目指します。支援者間で課題を共有し、見立てを整えていく意味もあります。

アセスメントをどこの時点で整えるかという事もあります。相談者とのお付き合いを長期的な視点で考えたら、初期の給付などは長いお付き合いの端緒であると捉える視点を持つていていいのです。

手前咲噐な言い方ですが、核センターの活動は、純粹なソーシャルワークのあり方を追求しているものだと思っています。

四月から長生ひなたで茂原市と千葉県（長生郡）の委託を受け、行っている自立相談事業では、二ヶ月間に相談に来られた方は五十名程です。一度の相談で終結した方はごく一部。生活の安定に至るまでは時間がかかり、殆どの方は継続したお付き合いをしています。

指す方なので、進めるにあたつてハローワークに求職状況の照会を行うこともあります。つまり自立相談事業は制度上で一定の役割を担つていて、これらを視野に入れた支援を行うことが少なくないということです。関係機関と協働して制度を適切に運用することがとても重要な役割です。一方、制度上で与えられた役割に留まることなく（或いは引きずられることに気を付け

実施が直前に迫った三月末に厚生労働省から出された事務連絡では、本事業における目安値が示されました。人口十万人あ

実施が直前に迫った三月末は厚生労働省から出された事務連絡では、本事業における目安値が示されました。人口十万人あたりに新規相談受付を二十件／月、プラン作成件数を十件／月、就労支援対象者を六件／月、その

き合いをさせていただきながら活動のあり方を整理していきました。活動を続ける中で整理してきた中核センター事業の強みと特徴は以下のようです。

① 対象を限定しないので、入り口で断らない。

深めていくために非常に重要なことです。

他機関への橋渡しを行う際に

は、長生ひなたでは基本的に相談者と一緒に出かけます。初期の段階で相談者と多くの時間を

共有することが必要だからです。

課題に直面している相談者を勇気づけ、相互の信頼関係の構築

を目指します。支援者間で課題

を共有し、見立てを整えていく意味もあります。

意図せぬ結果をもたらす場合、早期の支援が求められる場合、

アセスメントをどこの時点で整

あるかという事もあります 相談者との付き合いを長期的な

視点で考えたら、初期の給付な

どは長いお付き合いの端緒であると捉える観点を持つていたい

ものです。

実施が直前に迫つた三月末に厚生労働省から出された事務連

厚生労働省から出された事務連絡では、本事業における目安値

が示されました。人口十万人あ

月、プラン作成件数を十件／月、就労支援対象者を六件／月、その

うち四十%の方を就労・增收とすることです。あくまでも目安なのでこれに拘る必要はないのですが、この数字がこの先どのような意味を持つてくるのか、実践を行ながら見守る必要があります。

先日、東京で暮らす知人が、外房の海沿いにある町で、駅から乗ったタクシー運転手からこんな話を聞いたそうです。

「この土地で働いていると、お金はほとんど使わなきとも暮らせるんだよ。仕事で知り合った人たちが野菜とか魚とか、色々持ってきてくれるからさ。」「仕事はさ、人と知り合つていいための手段なんだよ。」

制度がどうであれ、私たちが目指すのはこんな様な、人のつながりを紡いでいくことではないでしょうか。

自立相談事業は始まつたばかりです。各地の取り組みは相談件数も、対応する方法も、とてもバラバラです。だから、これから皆で造つていきましょう。

私たちが目指すものは何なのか、そのために制度をどう使うのか、話し合い深め合いませんか。それが自立相談事業の明日につながる確かな道だと思いません。

らいふあつぶ習志野

習志野市生活相談支援センター

相談支援員・就労支援員

田中 達也 「たなか たつや」



せて頂いております。

生活困窮者自立支援制度は、

失業、疾病、家族の介護、本人の

心身の状況など複合的な課題を

抱える生活困窮者の自立に向け、居確保給付金の支給、就労準備支援や家計相談支援事業などの

提供をするとされています。

第二のセーフティネットとも言われています。

必須事業として、自立相談支援事業と住宅確保給付金があり、

任意事業として就労準備事業、

一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業が掲げられています。

①自立支援事業では、訪問支援

等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から、早期に支援する。

生活と就労に関する支援員を

配置し、ワンストップ型の相談

窓口により、情報とサービスの拠点として機能する。一人ひと

利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援とされています。

ツトワークの強化、社会資源の開発なども手掛けるとされています。

②住宅確保給付金の支給

再就職の為に居住の確保が必要な方に対して、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付いたします。

③就労準備支援事業(任意事業)

就労に向けた準備が必要なものに対して、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立に向けての訓練を行います。

なお一般就労が困難なものに対しては、いわゆる中間的就労として、支援付就労の場を育成し認可した場での訓練を実施いたします。

④一時生活支援事業(任意事業)

緊急に衣食住が必要な者に対して、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供いたします。

⑤家計相談支援事業(任意事業)

家計の状況を「見える化」し、生活に必要な支援を提供いたします。

- ⑥子供の学習支援事業（任意事業）

  - 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援や居場所づくり、養育に対する保護者への助言をするものとされています。
  - 必須事業では次の人員を配置し役割を分担しています。
    - ①主任相談支援員
    - 相談支援事業のマネジメント
    - 支援の内容及び進捗状況の確認、助言、指導
    - スーズペービジュン（職員の育成）
    - 高度な相談支援（支援困難事例の対応等）
    - 地域への働きかけ、社会資源の開拓、連携
    - 地域住民への普及、啓発活動の開拓、連携
    - ②相談支援員
    - 相談支援全般、アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援のプロセス、記録の管理、訪問支援の実施、社会資源その他の情

- 勤労意欲の喚起を含む福祉面での支援
  - 担当者性によるハローワークへの同行訪問
  - 履歴書の作成指導
  - 面接対策
  - 個別求人開拓
  - 就労後のフォローアップ
  - 以上の分担をしております。
  - 仕事の流れとしては、相談面接を行い→総合的アセスメントを行い→プランを作成し→支援調整会議を開催し自治体の支援を決定いたします。

【現場について感じる事】

生活困窮者自立支援法に基づく生活相談支援をはじめて二か月足らずではありますが、感じている事を述べたいと思います。切り口は経済的なものが多いものの、一つの事案に複合的要因が重なるような案件が多いように思います。

どれひとつとして同じ相談は

なく、福祉関連、医療関連、法律関連の素養が求められる職場であるとつくづく感じます。

「医療」「介護」「教育」といったあたりまえのニーズが満たされず、社会に適応することが困難な状態です。

我孫子市では、生活困窮者に

対する相談窓口を市役所が「直営」で実施しています。民間の事

業所に委託している自治体が多い中、あえて直営で実施するの

は理由があります。「生活困窮者」「生活保護」「DV」の相談窓口

を一本化することで、ワンストップサービスを実現できるから

「生活相談の窓口でなぜDVです。

相談を行うのか」と疑問に思うでしょう。ちょっと想像してみ

てください。配偶者からの暴力

に怯えながら生活をしていると  
したら、自宅は安全な「住まい」

ではありません。「衣食住」が満

たされたいことと同じなのです  
経済的な理由で離婚をためらう

人もいます。離婚後の住まいや  
収入、再就職や子どもの転校、見

知らぬ土地での人間関係。心配は大きめで、少しおもい。のアコス三三話

DV相談と生活  
は尽きません



## 生活に困つた人の相談に乗る

「生活に困窮する」とは、どういうことだろうか。「衣食住」や

相談を一体的に行うことで、避難した後の生活がイメージできます。すると「別れる」という選択肢をはじめて意識することができるのであります。

このように、「生活に困窮する」裏側には、さまざまな理由があります。病気や障害かもしません。リストラや借金かもしません。困った時に頼れる人がいないのかもしれません。原因はさまざまですが、結果として「お金に困った」という症状を自覚します。我々は、「お金に困った」裏側に想像力を働かせなければなりません。想像し、イメージするところから「アセスメント」が始まります。相談者が、どんなことで、どのくらい困つて明らかになっていきます。「どのくらい」というのは緊急性のことです。虐待を受けていて、すぐ非難が必要かもしれないし、生活保護の申請が必要かもしれない。ワントップサービスのメリットは、緊急対応が必要な

ときに、すぐにその場で対応が取れることです。

しかし、デメリットがないわけではありません。生活保護制度が最後のセーフティネットだとすると、生活困窮者自立支援制度は第二のセーフティネットと言えます。生活保護受給に至る前に自立支援をすることが大きな目的です。しかしそれだけではありません。生活保護が必要な人には、適切に生活保護の相談窓口に繋がなければなりません。委託を受けている事業所にとつては最も苦労するところでしょう。片一方では相談者のために、なんとか生活保護にして判断すべきか。いつも葛藤したい。もう一方では、生活保護制度以外の他法他施策を必死で探します。そんなときは、本来の目的に立ち帰ることに徹底します。なんのための相談窓口であるのも当然です。もちろんどちらの立場も、相談者の生活や権利を守るという意味では一致しているのですが。

立場や視点が変われば、相談者の見え方が変わります。みんなが同じ捉え方をする必要はある

りません。権利を守るうえでは視点は多い方が安全なのです。

それは逃げない「覚悟」だと私は思います。

相談は怖いものです。ですがひとりではありません。毎日、相談窓口で踏ん張っているみなさん「本当にいつもおつかれさまです」。

柏市地域生活支援センター  
あいネット  
白田 東吾「しらたとう」



柏市地域生活支援センターあいネットは、平成二十年に柏市から委託を受けた福祉の総合相談（年齢や対象を問わない相談窓口）を実施しています。生活困窮者支援では、平成二五年度からは生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施しており、現在は福祉の総合相談と自立相談支援事業を同じ窓口で担っています。だから決して逃げることができません。ソーシャルワーカーにとつて最も必要なもの。

今回は自立相談支援事業の相談員の立場から、生活困窮者支援の現場の動きや思いを中心にお伝えしていきたいと思います。

Aさんは住宅ローンを抱えてはあるのですが、それだけでは毎月のローンを支払う事は困難でした。さらに、固定資産税や市民税の滞納もあり、生活は窮屈していました。家計相談支援事業の家計相談員に面談に同席してもらい、家計の收支状況をみていくと、明らかに生活は破たんしていました。支援者の立場からは、家を手放すことを提案せざるを得ませんでしたが、Aさんは「絶対に家は手放したくない」という思いがとても強かったです。

住宅ローンに対しても、支援者どうかは本人に委ねられています。本人が「家を手放したくない」という選択をしたのなら、支援者としてはその意向に添つて何が出来るのかを考えていく事になります。家計の状況を本人と一緒に考えていきながら、增收の為にハローワークへ同行する事もあります。もしかしたら、結果的に家を手放すことになるかもしれません。それでも、支援者が「こうするしかない」と最初から決めつけずに、相談者の決断の過程に寄り添う事が大切だと窮屈していました。

制度を最大限活用して自立を目指す方もいます。

Bさんは三人家族で、Bさんの収入に頼る生活をしてきました。しかし、最近失職し、家賃を滞納して預貯金も残りわずかでした。Bさんは住居確保給付金と社会福祉協議会から総合支援資金の貸付（月々十五万の貸付を三ヶ月間）の申請をして、その間に再就職を目指す事になりました。しかし、Bさんのように限られた期間で給付や貸付を得ながら自立を目指す方もいます。この場合、支援者としては様々な状況を想定

し、リスクを含めて相談者と共有する必要があるよう思います。例えば、総合支援資金の審査結果が不承認なった場合はどうするのか。総合支援資金の貸付の期間（三ヶ月）を過ぎても就職が見付からない場合はどうするのか。最終的には生活保護という選択肢はあるのか、無いのか。相談者と一緒に色々な場合を想定していきます。支援者としては、支援の過程における相談者の状況の変化に応じて、支援のプランを組み替えていく柔軟な対応が求められるようを感じています。

生活困窮者支援に携わって嬉しい事もあります。制度を使いながら「就職が決まりました。」という話を聞くと、「本当に良かつたなあ」と思います。生活困窮状態にありながら、必死でそこから抜け出そうと頑張っている方もいます。そんな姿をみると、私自身も勇気をもらう事もあります。「仕事が決まつたら手製のラーメンを作つてやるよ」と言

つて下さる方もいて、その一杯のラーメンを目標に「頑張りましょう」と励まし合う。きっと支援は与えるものではなく、相談者からも与えられる双方向的なものなのだと感じています。

## 社会福祉士のわ

千葉市あんしんケアセンター千葉寺

堀江 亜希子

(ほりえ あきこ)

今回、『社会福祉士のわ』を書くに当たって、「何を書こう…」とともに悩みました。自分の思いや考えを言葉にすることがとても苦手な私は、「どうしよう…」と軽く後悔していました。そんな時に偶然にも学生時代の友人と会う機会がありました。友人の会話の中で初めて社会福祉の専門用語に触れた時の話題になりました。「テスト前に徹夜して、バイスティックの七原則とか倫理綱領とか覚えたよね」「なんか、硬いイメージで覚えるの憂鬱だったなあ」等と友人とひとしきり盛り上がりました。

◇ 気づきの毎日 ◇

認知症高齢者に関する施設での社会福祉士会には七年ほど前か

相談員、訪問看護ステーションでのケアマネジャー等を経て、現在は昨年四月より地域包括支援センターで社会福祉士として勤務しています。

資格取得してから十一年、今までも相談業務に携わっていましたが、地域包括支援センターに寄せられる相談内容がこれほど幅広い内容とは思いませんでした。

介護保険にまつわる相談だけでなく、生活困窮、成年後見、権利擁護、障害者支援、精神保健、司法福祉等相談内容は多岐にわたっています。そのような様々な相談に対応する毎日ですが、知識不足、技術不足、視点の偏り…日々自分の未熟さを痛感しています。職場の先輩たちは、そんな私に常にたくさんの気づきをくださいます。それぞれの職種の考え方や関わり方の違いに触れることで、対象者を違った角度で捉える事が出来、多職種で関わることの力を感じ、成長させていただいている。

「リフレッシュの時間も大事だなあ」と日々感じています。仕事の後や休日はしつかり休んで、しつか

ら所属していたものの、会の活動へはほとんど参加することなく、時々届く会報をチラつと見る程度でしだ。 (...すみません) 地域包括支援センターで働き始めたのとほぼ同じタイミングで受講した『基礎研修I』をきっかけに、会の活動へ参加することとなりました。基礎研修や研修委員会の活動等は、私にたくさん気づきをくれました。初めは、「とりあえず受講してみよう…」と

言う軽い気持ちでしたが、研修や委員会活動では、様々な領域で活躍する方々との出会いがありました。参加を通して様々な情報を得たり、日頃の自分自身を振り返ったりする事が出来ました。学生時代には敬遠していた倫理綱領が、ソーシャルワークの現場ではとても心強い存在なんだと言うことを知る機会になりました。

り遊んで、時々学ぶ。歌つたり、飲んだり、踊つたり(?)、スポーツ観戦したり、旅行したりと仕事を離れて、先輩たちや友人と過ごす時間を持つことで、また新たな気持ちで仕事を臨むことが出来ています。

机に向かっての学びと実践の中の学び、いろんな学びを糧として、地域社会に貢献出来る存在になれ

るよう成長していきたいと思いま

す。小さな一步かもしませんが、これからも一歩ずつ歩みを続けていきたいと思います。

◇ オン／オフの切り替え ◇

「リフレッシュの時間も大事だなあ」と日々感じています。仕事の後や休日はしつかり休んで、しつか

社会福祉士会には七年ほど前か

**弁護士こそ助けてほしい？！社会福祉士のみなさん、これからもよろしく。**

みぎわ法律事務所

弁護士 神保 正宏  
(じんぽ まさひろ)

世間一般のイメージでは、「弁護士は人助けをすることこそあれ、助けられることはない」ということになつていています。ところが、意外とそうでもないのです。弁護士は全知全能ではありません。法律以外のことは、これをお読みの皆さんと同じようになります。介護技術も、認知症についての知識も、障がいのある方への接し方も、我々弁護士は素人なのです。

ところが、弁護士はプライドが高くてなかなか他人に助けを求められません。我々は依頼人に対する態度を

そうに）「助けてほしいときは、助けてくれと言わなければ助けられないんだよ。それが日本で法律なんだ」と言うくせに、自分たちは「助けて！」とはなかなか言えないのです。かつて悪いですね。

特に、弁護士は介護に関する制度のこと、施設のことはよくわかりません。それから、その土地固有の事情も良くわかりません。「松戸の特養の空き状況」などは、我々は全くわからないのです。

困ったとき、社会福祉士の先生方は頼りになります。私はこれまで、何度も新しくできた特養の情報をもらいました。しかし、現実にはまだまだ弁護士と福祉職との連携は進んでいません。その原因はここではとても書ききれないほどたくさんあると思います。しかし、一つには我々弁護士の側が「弁護士は高度な知識的職業であり、他の職業に頼るべきではない」というとんでも

はとても安心しました。それから別の某先生、某さんの入院できそな病院を教えていただいたばかりからゴミ屋敷にご同行いたときありがとうございました。（守秘義務の関係で、細かいことがここに書けないのが非常に残念です）。

こういったとき、「ああ、社会福祉士さんは福祉のプロなんだなあ」といつも思います。我々弁護士にはできない、「地域の」「福祉の」知識を提供していただけることはとても助かります。

「司法と福祉の連携」が呼ばれて長くなりました。しかし、現実にはまだまだ弁護士と福祉職との連携は進んでいません。その原因はここではとても書ききれないほどたくさんあると思います。しかし、一つには我々弁護士の側が「弁護士は高度な知識的職業であり、他の職業に頼るべきではない」というとんでも

と思います。そこは、我々弁護士に反省すべき点が多くあるのでしょう。弁護士の一人として、今後、司法の世界と社会福祉士の先生方の連携が強まることを願つてやみません。

なお、私は言うまでもなくこれまでも、そしてこれからも、社会福祉士の先生方に頼る気がありバリバリです（笑）。これからもぜひよろしくお願ひします。いつもお世話になつてている某先生、私はあまり飲めませんが今度ぜひ一杯やりましょう。



## 研修委員会

### 活動報告

千葉県社会福祉士会

研修委員会

神田 一彦（かんだ かずひこ）

平成二七年五月二三日より千葉、  
待望の基礎研修Ⅲが始まりました。

基礎研修は、I～IIIまであり、社会  
福祉士として様々な角度から体系  
的に学びを深めることができる機  
会となっています。基礎研修Ⅲの参  
加者は、基礎研修のI・IIをクリア  
してきた強者ばかりです。強者は、  
日々、自分の仕事を持ちながらも、  
レポート提出期限に追われながら  
も自己研鑽と社会福祉士としての  
「ちから」をこの社会へ還元してい  
くことに励んでいます。

でも、ホツ♥とする場面もありま  
す。基礎研修では、グループワーク  
も積み重ねていきます。自然にでき  
ていく仲間は、職場の人とは少し違  
う感じ。高齢者や障がい、子ども、  
時間などを提供していきたいと考え

学校、役所、自営などなど、受講す  
るみなさんは、普段は違う場所で働  
いています。ですから、この場所に  
は、日常には感じない空気感が漂つ  
ていて、ホツ♥とするのかもしれません。



学校、役所、自営などなど、受講す

ております。

これから、社会福祉士を目指す学  
生さん、学びをもっと深めていきた  
い社会福祉士さん、仲間づくりをし  
ていきたい社会福祉士さん、自分の  
壁にぶつかっている社会福祉士さ  
ん、試験に合格して終わりだと考  
えている社会福祉士さん、私たちの使  
命や志は、まだまだ続く長い道で  
す。終わりなんてないのかもしれません。  
基礎研修や実習指導者講習、

また、新しい社会福祉士が誕生す  
るには、特に実習において、社会福  
祉士が社会福祉士を育てていく必  
要があります。研修委員会では社会  
福祉士の人材育成は、基礎研修と並  
び実習指導者講習の開催、実習指導  
者フォローアップ研修等の企画、実  
施もしています。

このように、研修委員会では、社  
会福祉士のみなさんに、学びを深め  
ることができる時間やホツとする  
時間、仲間づくりができる時間、情  
報共有ができる時間、今ある技術を後  
輩へ伝え、さらに向上させていく時  
間などを提供していきたいと考え

## おらが集い

千葉市役所

桜井 紗子（さくらい あやこ）

☆集まりを始めたきっかけは？

平成十九年、第一期福祉職七名で  
スタートしたころは、先輩も後輩も  
おらず、勉強会と称して価値観を確  
かめ合うように集まっていた記憶  
があります。数年経ち三十名を超  
えてから、顔と名前がわからなくなり  
がでしょうか？（また、スタッフと  
しても参加はいかがでしょうか？  
気軽に声かけてくださいね。）

きっと、いつもと違う何かが待つ  
ている。

千葉市の福祉職の輪をつなげ、互  
いに顔が見える関係を作りたい！  
そんな想いで福祉職の会を立ち上  
げました。

☆どんな活動をしていますか？

平成二六年度に千葉市役所福祉  
会を立ち上げ、とにかく顔見知りを  
増やしましよう！という時期。まず  
は名簿をつくり、採用一・二年生の



交流会や飲み会など「しゃべる機会」をつくつきました。それでも国民性なのか、みんな勤勉で(笑)、「研修はやらないの?」の声に押され、手探りで研修を開催したり、他の研修情報を共有したりしています。

☆どんな化学反応がきましたか?

半数近くが平成生まれ! ? 世代の差を感じる瞬間がある一方で、価値観に共通する部分を発見したり、同じような葛藤があつたり。日々の仕事でも福祉職とわかつていると少し緊張が和らいで、問い合わせがしやすくなりました。経験者採用の職員もいるので、ひよんなことから視界が開けるように人脈が広がることも!

☆自由に一言、お願ひします!

早いもので、福祉職の仲間は 100 名を超ました。色々な場面で、たくさんの同業の皆さんとかかわ

ると思います。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。



## ブレインストーミング ～ある四月の夜更けに

(全員茎わかめを食しながら)

T) 前回初めて社会福祉士を養成している学校に点と線を配布して、これから社会福祉士を目指す学生さんに希望や迷い甲斐に繋がる記事にできればという内容でしたけど、実際どうでしたかね?

O) 是非感想を聞いてみたいですね!

— これからも学校への配布は継続して、先生や学生さんとも顔の見える関係を作っていくんですね!

Y) 次の内容はどうしましょうかね …社会福祉士として働く人達の情熱を伝えられる内容でありますなが

社会福祉士として知っておきたい情報発信もできるような内容になれば最高ですね!

S) それじゃ生活困窮者自立支援法なんてすっごくタイムリーな内容じゃない?

全員) いいねえ

O) 社会福祉士会の活動を会員内外

の人達にも知つてもう機会があるといいですね。こんな熱を持ってやつてあるって「こと」を知つて頂けるようだ。

O) 社会福祉士同士で集まって独自にサークル活動やつているようなところもあれば取材に行きたいですね!

S) 多職種、特に司法から見た社会福祉士ってのも聞いてみたいね!

O) 私取材という名目で南房総に旅に出ます!

— ここでの季節ビワだね! 逃避行だね!

Y) これからも会員や多職種、学生さんに「熱」と「情報」を伝えていくる

…広報誌にしよう!

…といった訳で今回の点と線が無事出来上がりました。個人的に「情熱」と聞くとブルーハーツとUAが頭の中をグルグル回ってしまい、会議中の記憶が途切れ途切れなーで

した。こんな広報部会ですが、部会員募集中でーす。

**事務局便り**

毎日暑い日が続きます。本紙がお手元に届く頃には、梅雨も明けているのではと楽しみです。さて、第三回定時総会を平成 27 年 6 月 13 日（土）に開催いたしました。ご出席いただいた皆様ご協力ありがとうございました。今後とも、皆様のお力を借りしながら、会が更なる発展をしていきますよう努めてまいります。

**研修等・行事を開催しました**

- 平成 27 年 7 月 19 日（日）ばあとなあ必須登録員研修
- 平成 27 年 7 月 25 日・26 日（土・日）司法福祉連続研修
- ☆成年後見人養成研修（全 5 回）、基礎研修 I・II・III 開催中

※研修等が新たに決定した際にはホームページに随時掲載致します。是非チェックしてください。

千葉県社会福祉士会ホームページ：<http://www.cswchiba.com/>

**会員の皆様へお願い**

お名前・ご住所・電話 FAX 番号・お勤め先等が変更となった場合、変更届の提出が必要です。

入会時と変更がある場合は、お早めに手続きをお願いいたします。

※変更届は日本社会福祉士会ホームページの会員専用ページ「事務諸手続きについてのご案内」

からダウンロードが可能です。

当会は会員管理を日本社会福祉士会へ委託しております。よって下記へご連絡頂いた変更内容は月末にとりまとめ、日本社会福祉士会から千葉県社会福祉士会へ届きます（タイムラグが生じます）。

尚、ばあとなあ登録員の方は「名簿登録内容変更申請書」（千葉会提出）と別に変更届が必要となります。【提出先：公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局】

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階 TEL 03-3355-6541/FAX 03-3355-6543

はじめまして！

＊＊ 新事務局員のご紹介 ＊＊

今年の 4 月より事務局に入りました櫻井と申します。勤め始めて 2 ヶ月が経ちましたが、まだまだ出来ることが限られており、覚えなくてはならないことがたくさんあります。微力ではございますが、福祉の現場でご活躍されている皆様のお役に立てるよう努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ようこそ！千葉県社会福祉士会へ

氏名	居住地	勤務先	氏名	居住地	勤務先
徳野 彩		隆寿会 グラントイキミツ	済賀 朋子	千葉市	千葉県地域生活定着支援センター
吉田 大	千葉市	千葉県千葉リハビリテーションセンター	福間 勝可	浦安市	
角田 守	鴨川市	鴨川市役所	越川 玲子	千葉市	介護老人保健施設 のぞみ
木川 雅央	山武郡	大成会 不二学園	太田 和美	柏市	
當山 麻里子			佐藤 真紀	大網白里市	
鉢金 みゆき	長生郡		吉松 美津代	千葉市	千葉西ケアネージャー事務所

※正会員登録書「点と線掲載の可否」の項目で、可に○を頂いている方のみ掲載しております。（順不同・敬称省略）

**平成 27 年 4 月末 現在の会員数**

正会員 1,343 名、準会員 5 名、賛助会員 2 名 合計 1,350 名